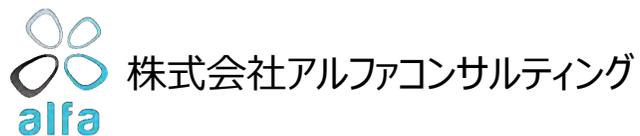


ケーススタディで学ぶ 観光業界でのインボイス制度と要点



代表取締役 青木康弘

インボイス制度スタートに備えて観光業で準備したいこと

インボイス発行事業者の登録有無の検討

部署ごとの業務手順の見直し

販売先・仕入先との取引方針検討

インボイス発行事業者の登録有無の検討

登録しなくても良い

一般消費者のみを販売先とするホテル・旅館・土産店・飲食店等（業務で利用する方は除く）

一般消費者

登録した方が良い

一般消費者のほか、旅行代理店、一般企業・団体びその役職員、個人事業主（業務目的で宿泊や商品サービスを購入し領収書等の発行を求める方）を販売先とするホテル・旅館・土産店・飲食店等

一般消費者

課税事業者（一般課税）

課税事業者（一般課税）
の役員・従業員

販売先
、利用さ
れる方

観光業は、課税事業者（一般課税）との取引が少ないため
インボイス発行事業者の登録を行うのが無難

ケーススタディ（1）

Q

当社は、都市部の料理旅館である。お客様の大部分は一般消費者である。旅行代理店やOTA経由で送客がある。また、年間を通じて接待利用と思われるビジネスマンの日帰り利用がある。当社は、インボイス発行事業者に登録した方が良いか？

A

インボイス発行事業者に登録しておく方が良い。一見すると一般消費者であっても、実質的な売上先は法人・団体（一般課税事業者）である可能性がある。チェックアウト時に、インボイス制度に対応した領収書の発行を求められると考えられるため登録しておいた方が無難である。

インボイス発行事業者の登録方法

申請
方法

手書きで作成

会計システムで作成

顧問税理士に依頼

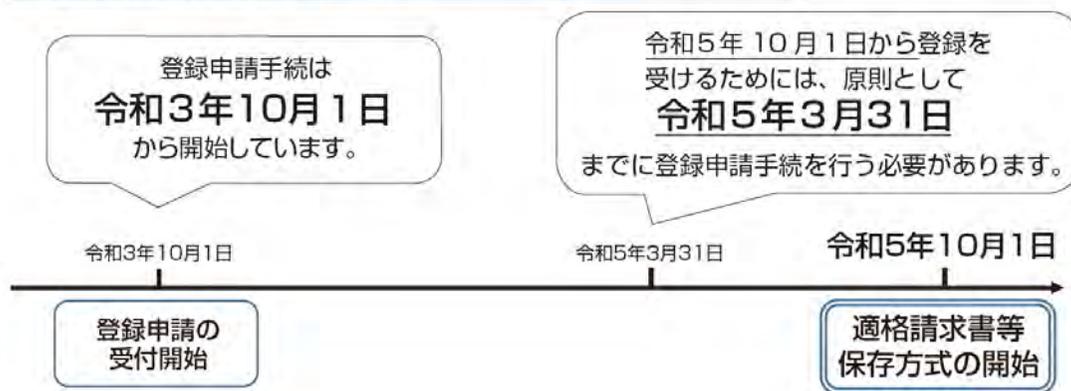
国税庁HPで「適格請求書発行事業者の登録申請書」を取得

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/pdf/0022003-083.pdf>

一部の会計システムでは、オンライン上で作成することが可能

顧問の税理士事務所に申請代行を依頼する（費用要確認）
書類作成に慣れていない方は、顧問税理士に依頼するのがおすすめ

登録申請のスケジュール

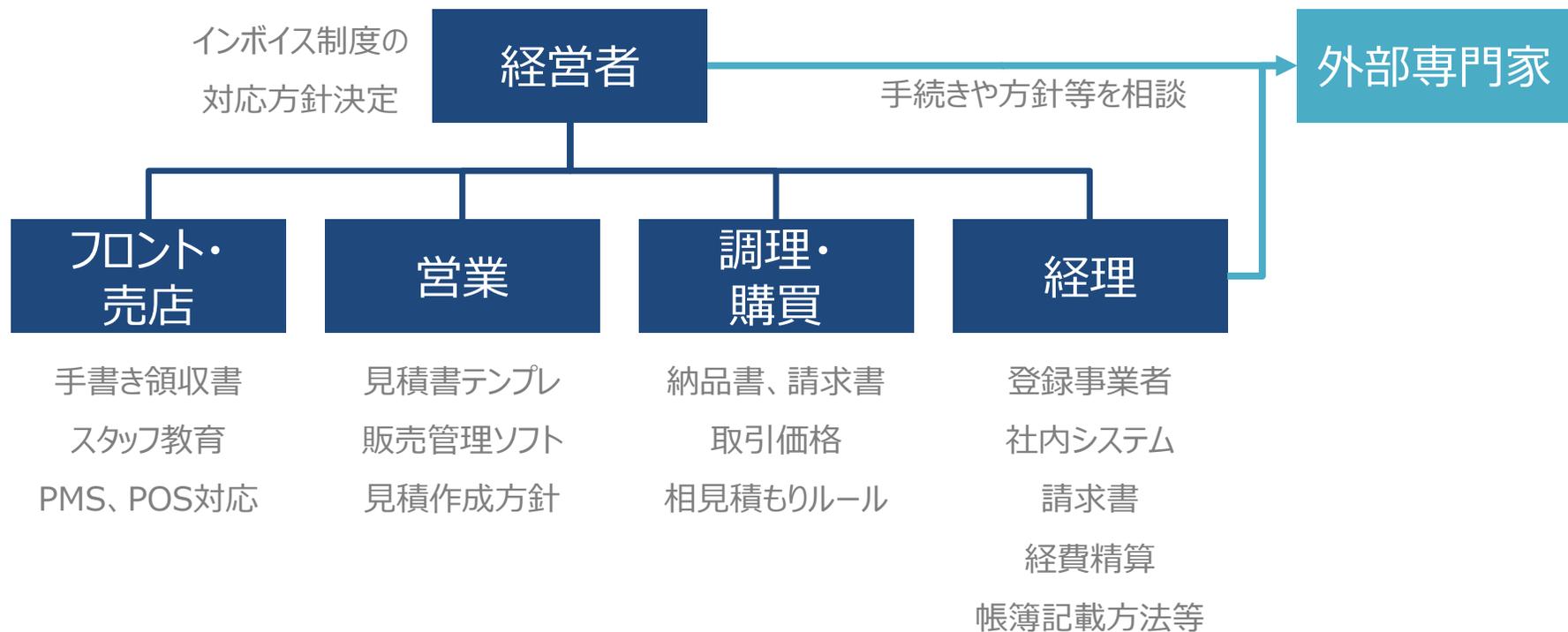


申請期限は令和5年3月末まで
(3月末決算企業は申告期限と混同しないよう注意)



部署ごとの業務手順の見直し

インボイス制度は、経理部門だけで対応できない
社内の各部署ごとに業務手順の見直しが必要となる



ケーススタディ（２）

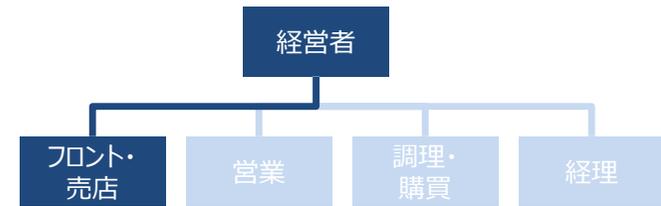
Q

当社は地方のビジネスホテルである。経理や税務申告は良く分からないので全て顧問税理士に任せている。今回も全て任せたいと考えているが問題ないか？

A

インボイス発行事業者として対応すべきことの全てを顧問税理士に任せることは不可能である。見積書等の雛形準備やシステム導入・改修の依頼、仕入先との価格等の商談は、自社主体で進めなければならない。インボイス制度に対して理解を深めて準備を進めたい。

フロント・売店部門



✓ 手書き領収書のチェック、書式変更

フロントや売店でお客様にお渡しする手書き領収書の冊子をインボイス制度に対応したものに変更する

✓ スタッフへの消費税の計算ルール周知徹底

10%、8%の税率ごとに区分した合計額に対して消費税を計算。切り上げ、切り捨て、四捨五入のいずれかに設定し、スタッフへ周知する

✓ フロント会計システム、レジの対応チェック

フロント会計システム（PMS）、レジ（POS）がインボイス制度に対応しているかチェックする
未導入/未対応ならば、導入/対応を実施

インボイス制度に対応した手書き領収証の例

領収証 No. XXXXX

様

¥

但し (軽減税率対象) として

上記の通り領収しました。
○年○月○日

10%税抜金額 / 消費税額
8%税抜金額 / 消費税額

○○ホテル
〒XXX-XXXX ○
TEL XXX
FAX XXX
登録番号：TXXXX

印紙

印

係印

ケーススタディ（3）

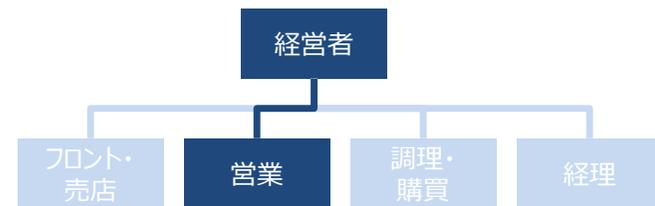
Q

当施設は、地方の小規模旅館である。宿泊料金のほか売店商品もフロントで精算を行なっている。レジは導入しておらず、都度手計算で領収証を作成している。このことは問題ないか？

A

手書きの領収証でも、登録番号・適用税率・消費税額の記載があればインボイス制度に適合した領収証として認められる。しかし、消費税の計算方法が煩雑でミスをしやすいため、POSレジ等を導入して自動発行できるようにした方が良いと考えられる。

営業部門



✓ 見積書、請求書等の エクセルテンプレート修正

エクセル等で独自の見積書、請求書等を作成している場合は、テンプレートをインボイス制度に沿ったものに修正する

✓ 販売管理ソフトの対応チェック

見積書・請求書作成に販売管理ソフトを使用している場合は、インボイス制度への対応が実施されるかチェックする

✓ 見積書作成方針を決める (自社が免税事業者)

自社が免税事業者の場合、見積書において消費税をどのように提示するか決める（6年間は経過措置あり）

営業部門における準備のステップ

取引先に交付している書類の書式を
全て集める

請求書の書式を
適格請求書の形式に合うように修正
(登録番号・適用税率・消費税額)

請求書の書式に準じて
納品書、領収書、売上明細書、契約書等を修正



ケーススタディ（４）

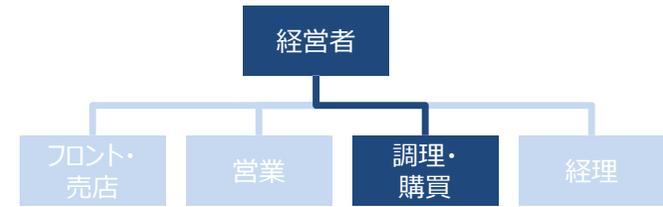
Q

当社は、ホテルやレストランを多店舗展開しているチェーンである。法人顧客に対する請求書は各店舗でスタッフがエクセルのテンプレートを使用して発行している。発行数は店舗平均で月10件程度である。インボイス制度導入にあたり留意すべき点は何か？

A

本社部門で適格請求書の書式に対応した新たな請求書テンプレートを作成して、各店舗のスタッフに入力方法を周知させる必要がある。同様に、見積書、明細書、契約書等も新たなテンプレートを作成する。発行数が増加するようであれば、請求書発行機能のついた販売管理システムの導入によるミス防止、業務効率化を検討したい。

調理・購買部門



✓ 取引先から交付を受けた 納品書、請求書をチェック

形式が適格請求書の書式に適合しているか確認する

✓ 消費税の取り扱いを決定 (仕入先が免税事業者)

仕入先が免税事業者か確認し、そうである場合は、取引価格を従来通りとするか消費税相当額の一部を本体価格に含めるか等商談する

✓ 相見積もりルールを決める

課税事業者、免税事業者によって見積もりの提示方法が異なる可能性があるため、相見積もりの決定方法を決めておく（免税事業者からの仕入れは6年間経過措置あり）

請求書・納品書の記載ルール（例）

（例1）請求書と納品書（請求書に消費税額を記載する場合）

請求書		納品書	
(株)〇〇御中 XX年11月1日		納品No.0013 納品書	
10月分(10/1~10/31) 109,200円(税込)		納品No.0012 納品書	
納品書番号	金額	納品No.0011 納品書	
No.0011	11,960円	(株)〇〇御中 △△商事(株)	
No.0012	7,640円	下記の商品を納品いたします。	
No.0013	9,800円	XX年10月1日	
合計	109,200円(消費税9,200円)	品名	金額
10%対象	66,000円(消費税6,000円)	牛肉 ※	5,400円
8%対象	43,200円(消費税3,200円)	じゃがいも ※	2,160円
		割り箸	1,100円
		ビール	3,300円
		合計	11,960円
		※印は軽減税率対象商品	
		△△商事(株)	
		登録番号 T1234567890123	

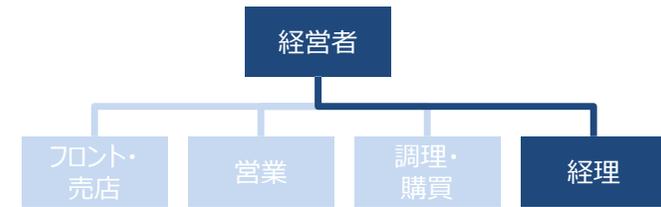
「税率ごとに区分した消費税額等」 ※端数処理は請求書につき税率ごとに1回

は適格請求書の記載事項



出所：国税庁「適格請求書保存方式（インボイス制度）の手引き」

経理部門



✓ 登録事業者となるか検討

旅行代理店や法人、団体等と取り引きがある場合には登録事業者となることが望ましい

✓ 社内システムがインボイス制度に対応しているかチェック

会計システム（経理）やPMS（フロント）、レジ（売店）、販売管理システム（営業）がインボイス制度に対応しているかチェック

✓ 仕入先から交付を受けた請求書等をチェック

仕入先から交付を受けた請求書等が適格請求書の要件を満たしているか形式チェックする。また登録番号が正しいかチェックする

✓ 社内の経費精算ルールを決め周知徹底

3万円未満の公共交通機関の利用や従業員の旅費交通費の精算は不要だが、それ以外はインボイス制度の要件を満たした適格請求書等（領収書）を経費精算の時に提出するよう社内周知徹底する（飲食費や法人カードによる支払は適格請求書等が必要となるため注意が必要）

✓ 適格請求書等の保存ルールを決定

課税事業者、免税事業者ごとに分けて保存（免税事業者からは区分記載請求書を受領）

✓ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を決定

仕入税額は積上方式と割戻方式から選択。免税事業者からの仕入れはその旨帳簿に記載

販売先・仕入先との商談（免税事業者との取引での留意点）

免税事業者の収支構造の変化

これまで



免税による利益を見込んで販売価格を設定

インボイス制度導入後



免税による利益が見込めず赤字転落する可能性あり※

赤字相当分

免税事業者も仕入れに係る消費税を負担しているので、負担している消費税額を考慮して取引価格を決定する必要がある

※制度導入後、数年間は課税仕入れに係る経過措置が行われるが、その後は撤廃される予定

©ALFA 無断転載禁止

ケーススタディ（5）

Q

当社は観光施設である。仕入先に、小規模の花屋や清掃の業務委託先（個人）がいる。いずれもインボイス制度には登録しない（免税事業者として継続する）と説明を受けたため、今後はこのような仕入先に対して消費税の支払いは必要ないと考えている。このことは問題ないか？

A

仕入側が一方的に消費税分の支払いをしないのは独占禁止法上問題となる※。
取引価格の再交渉の場面で、仕入税額控除が制限される分について、免税事業者の仕入や諸経費の支払いに係る消費税の負担も考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定する必要がある。

※公正取引委員会「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」
(https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html)。

免税事業者との取引ステップ

取引先の課税状況確認

仕入先が課税事業者か免税事業者か確認
(前々年度の課税売上高が1000万円以下か確認)

取引条件確認

現在の取引における契約書や見積書、請求書等の消費税の取り扱い(税込か税別か)を確認する

商談

本体価格と消費税相当額の設定について協議する
(公正取引委員会にガイドラインあり)

インボイス形式チェック

適格請求書は不要だが、区分記載請求書と同様の事項が記載された請求書をもらう

登録番号のチェック

登録ないため、登録番号のチェックは不要

保存

免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の提供を受ける場合はその旨帳簿に記載